

第5章

ユニセフ日本型C F C I 実践自治体としての取組

ユニセフ日本型C F C I 実践自治体とは

CFCI とは、「Child Friendly Cities Initiative」の略で、「子どもにやさしいまちづくり事業」のことです。

国連の「子どもの権利条約」に明記されている、こどもの権利を実現することに、積極的に取り組むまちを増やすため、ユニセフが平成8（1996）年から世界各国で取り組んでいます。豊田市は、令和7年1月に「ユニセフ日本型C F C I 実践自治体」として承認されました（日本で6番目、中部地方初の承認）。

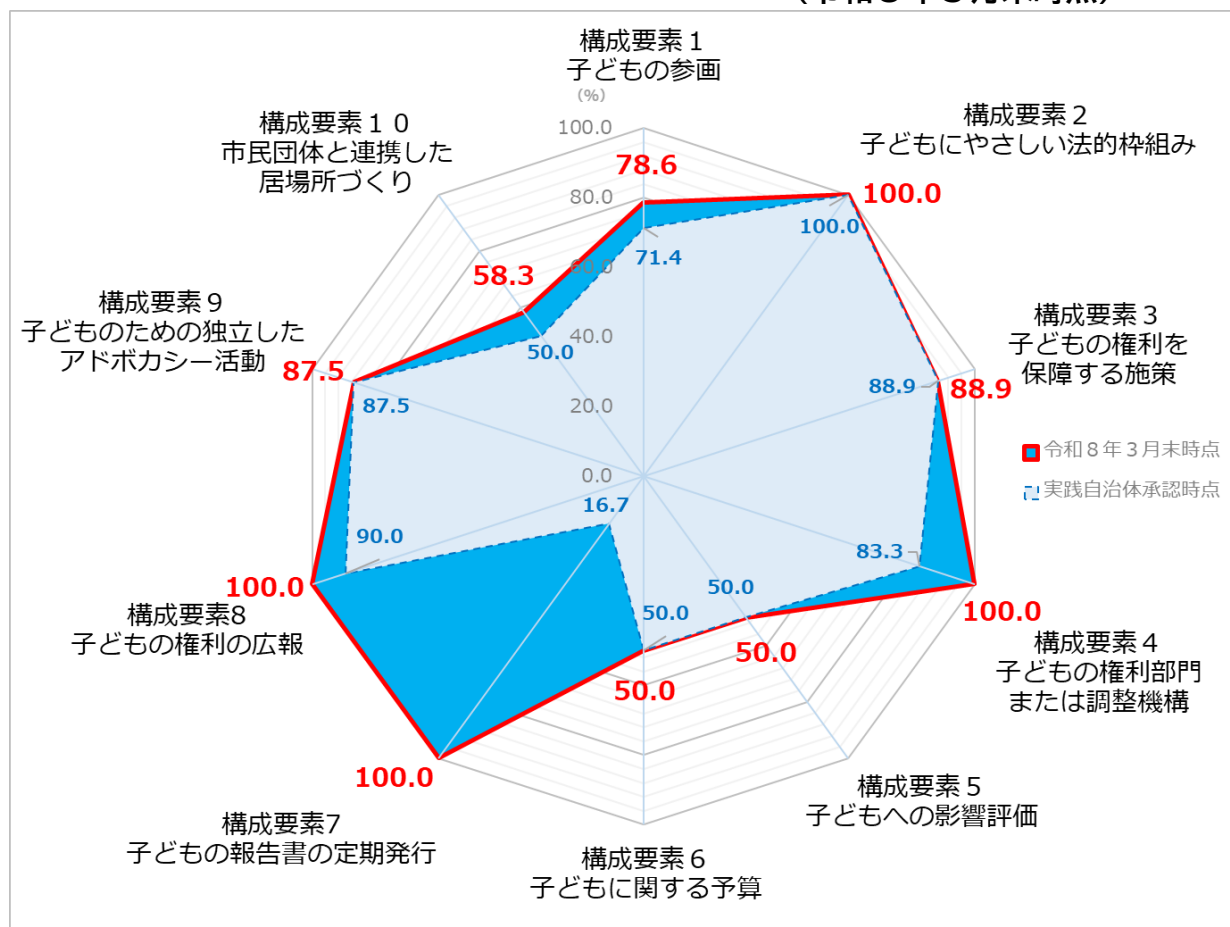
なお、豊田市は、平成19（2007）年10月に豊田市子ども条例を制定し、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきました。ユニセフ日本型C F C I 実践自治体として、ユニセフが定めるこどもにやさしいまちの国際的な基準によって、豊田市のこどもに関する取組状況を分析・評価し、市民に公開することで、こどもにやさしいまちづくりをより一層推進していきます。



<ユニセフC F C I のロゴマーク>

ユニセフ日本型C F C I チェックリストによる自己評価

（令和8年3月末時点）



豊田市の状況分析（実践自治体承認時点）

- ・豊田市子ども条例やそれに基づく計画を策定・推進していることから、「構成要素2 子どもにやさしい法的枠組み」や「構成要素3 子どもの権利を保障する施策」の評価が高い。
- ・子どもの権利学習プログラムを実施し、こどもから大人までの幅広い対象に対してこどもの権利を啓発していること、とよた子どもの権利相談室を設置していることから、「構成要素8 子どもの権利の広報」や「構成要素9 子どものための独立したアドボカシー活動」の評価が高くなっている。
- ・こどもに関するデータの収集・検証をするための「構成要素7 子どもの報告書の定期的発行」や、各施策のこどもへの影響評価、新しい条例・規則・政策立案時や計画策定時のプロセスへのこどもの参画などを含む「構成要素5 子どもへの影響評価」の評価が低い状況である。

令和7年度に改善した項目と取組

- ・構成要素1 子どもの参画
こどもの意見やこども視点に関する研修について、全職員が受講できる仕組みを整備した。
- ・構成要素4 子どもの権利部門または調整機構
各所属が所管する身近な地域課題やまちづくりに関する取り組みについて、こどもの意見を聴き、一緒に考える「こども提案課 ワークショップ」を新たに開始した。
- ・構成要素7 子どもの報告書の定期発行
豊田市のこども・若者の現状や豊田市こども・若者計画に関する取組実績等をまとめた豊田市こども・若者レポートを作成した。
- ・構成要素8 子どもの権利の広報
こどもの権利に関する研修について、全職員が受講できる仕組みを整備した。
- ・構成要素10 市民団体等と連携した居場所づくり
こどもの居場所づくりについて、部局横断的に連携する体制を整えた。

自己評価を踏まえた今後の取組

- ・構成要素1 子どもの参画
こども提案課ワークショップやガイドラインの活用を推進することで、様々な分野においてこどもの意見が各施策に反映されるよう取り組んでいきます。
- ・構成要素5 子どもへの影響評価
各種計画策定時に、アンケート調査等によりこどもの意見を聴き、反映結果をフィードバックしながら進めていくようにします。
- ・構成要素6 子どもに関する予算
豊田市におけるこどもに関する予算について、見える化していきます。
- ・構成要素10 市民団体等と連携した居場所づくり
豊田市こども・若者計画の重点プロジェクト「居場所プロジェクト」において、多様なこどもの居場所づくりの推進、こどもと居場所のマッチング等の各取組を進めていきます。

構成要素	項目数	◎	○	△	—	配点	得点	達成度
1 子どもの参画	7	4	3	0	0	70	55	78.6
2 子どもにやさしい法的枠組み	5	5	0	0	0	50	50	100.0
3 子どもの権利を保障する施策	9	7	2	0	0	90	80	88.9
4 子どもの権利部門または調整機構	3	3	0	0	0	30	30	100.0
5 子どもへの影響評価	6	0	6	0	0	60	30	50.0
6 子どもに関する予算	4	1	2	1	0	40	20	50.0
7 子どもの報告書の定期発行	3	3	0	0	0	30	30	100.0
8 子どもの権利の広報	5	5	0	0	0	50	50	100.0
9 子どものための独立したアドボカシー活動	4	3	1	0	0	40	35	87.5
10 市民団体等と連携した居場所づくり	6	1	5	0	0	60	35	58.3